

計算書類に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人 西益田福祉会

1.継続事業の前提に関する注記

該当なし

2.重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品－ 定額法

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金－島根県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。

3.重要な会計方針の変更

該当なし

4.法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構
- ・島根県社会福祉協議会

5.法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令 第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令 第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

※当法人では社会福祉事業のみ1事業であるため作成しない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令 第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令 第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

※当法人では公益事業を実施していないため作成しない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令 第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

※当法人では収益事業を実施していないため作成しない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①清流苑拠点区分（社会福祉事業）

ア通所介護事業所

イ訪問介護事業所

ウ居宅介護支援事業所

②神田保育園拠点区分（社会福祉事業）

ア神田保育園

③本部拠点区分（社会福祉事業）

ア本部

6.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	10,460,000	0	0	10,460,000
建物	7,522,119	146,520,131	0	154,042,250
合計	17,982,119	146,520,131	0	164,502,250

7.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

神田保育園の新築に伴い、旧園舎を取壊した。その為国庫補助金等特別積立金を5,908,493円取崩した。

8.担保に供している資産

該当なし

9.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	155,676,856	1,634,606	154,042,250
建物	699,000	455,036	243,964
構築物	2,887,619	1,651,476	1,236,143
車両運搬具	1,781,160	347,394	1,433,766
器具・備品	7,804,711	6,770,188	1,034,523
合計	168,849,346	10,858,700	157,990,646

10.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残 高
事業未収金	21,639,387	0	21,639,387
未収金	1,671,529	0	1,671,529
未収補助金	67,178,000	0	67,178,000
未収収益	1,361,386	0	1,361,386
合計	91,850,302	0	91,850,302

11.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

「該当なし」

12.関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種 類	法人等 の名称	住 所	資産総 額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容	
						役員 の業務等	業務上 の関係
該当な し	該当な し	該当な し	該当な し	該当な し	該当な し	該当な し	該当な し
取引の 内容	取引金 額	科目	期末残 高				
該当な し	該当な し	該当な し	該当な し				

取引条件及び取引条件の決定方針等
該当なし

13.重要な偶発債務

該当なし

14.重要な後発事象

該当なし

15.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産
の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 神田保育園 園舎移転建設

計算書類に対する注記（清流苑拠点区分）

法人名：社会福祉法人 西益田福祉会
清流苑 拠点

1.重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品— 定額法

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金—島根県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。

2.重要な会計方針の変更

該当なし

3.法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構
- ・島根県社会福祉協議会

4.拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 清流苑拠点計算書類（会計基準省令 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（①））
 - ア通所介護事業所
 - イ訪問介護事業所
 - ウ居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7.担保に供している資産
該当なし

8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	699,000	455,036	243,964
構築物	639,619	605,211	34,408
車両運搬具	1,461,160	27,396	1,433,764
器具・備品	4,216,128	4,026,623	189,505
合計	7,015,907	5,114,266	1,901,641

9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	12,276,097	0	12,276,097
未収金	1,059,029	0	1,059,029
未収補助金	0	0	0
未収収益	1,189,676	0	1,189,676
合計	14,524,802	0	14,524,802

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
「該当なし」

11.重要な後発事象

該当なし

12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（神田保育園拠点区分）

法人名：社会福祉法人 西益田福祉会
神田保育園 拠点

1.重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の償却の方法

建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品－ 定額法
リース資産－ 該当なし

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金－島根県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。

2.重要な会計方針の変更

該当なし

3.法人で採用する退職給付制度

(1) 対象となる役職員の数 － 常勤職員 8 名、非常勤職員 4 名

(2) 確定拠出制度／確定給付制度 － 確定拠出制度

(3) 加入している外部拠出制度の内容

- ・独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- ・島根県社会福祉協議会が実施する島根県社会福祉施設職員等共済会制度

4.拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 神田保育園拠点計算書類（会計基準省令 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙 3（①））

ア 神田保育園

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙 3（②））は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期		当期末残高
		増加額	減少額	
土地	0	10,460,000	0	10,460,000
建物	7,522,119	155,676,856	9,156,725	154,042,250
合計	7,522,119	166,136,856	9,156,725	164,502,250

：建物の減少額は、全額減価償却費によるものである。

6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 基本金の取崩

・該当なし

(2) 国庫補助金等特別積立金の取崩

・保育園新築に伴い、旧園舎の取り壊しの為、

7.担保に供している資産

該当なし

8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	155,676,856	1,634,606	154,042,250
構築物	2,248,000	1,046,265	1,201,735
車両運搬具	320,000	319,998	2
器具及び備品	3,588,583	2,743,565	845,018
合計	161,833,439	5,744,434	156,089,005

3：31日付で建物 12点（取得価格 ¥31,579,066 ）を滅失除却

3：31日付で構築物 5点（取得価格 ¥1,262,717 ）を滅失除却

3：31日付で器具・備品 19点（取得価格 ¥5,601,050 ）を滅失除却

9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高・債権の当期末残高

債権額・徴収不能引当金の当期末残高・債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,363,290	0	9,363,290
未収金	128,500	0	128,500
未収補助金	67,178,000	0	67,178,000
未収収益	171,710	0	171,710
合計	76,841,500	0	76,841,500

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

11.重要な後発事象

該当なし

12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 神田保育園 園舎移転建設

計算書類に対する注記（本部拠点区分）

法人名：社会福祉法人 西益田福祉会
本部 拠点

1.重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

該当なし

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金－島根県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。

2.重要な会計方針の変更

該当なし

3.法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構
- ・島根県社会福祉協議会

4.拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 本部拠点計算書類（会計基準省令 第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (Ⅱ)）

ア本部

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (Ⅲ)）は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	10,460,000	0	10,460,000	0
合計	10,460,000	0	10,460,000	0

6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7.担保に供している資産
該当なし

8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。
該当なし

9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
未収金	484,000	0	484,000
合計	484,000	0	484,000

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
「該当なし」

11.重要な後発事象
該当なし

12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産
の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし